

第 1 1 期第 1 回

福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：2019年12月23日（月）午後3時開会
場 所：札幌市役所本庁舎6階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（木下企画調整担当課長） 皆様、こんにちは。

ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、第11期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催させていただきます。

まずは、本日、皆様方には、年末のお忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、福祉のまちづくり推進会議事務局、障がい福祉課で担当課長をしております木下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（木下企画調整担当課長） 開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の竹村よりご挨拶を申し上げます。

○竹村障がい保健福祉部長 皆様、こんにちは。

障がい保健福祉部長の竹村でございます。

第11期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、大変寒さの厳しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私ども札幌市では、全ての市民が安心して快適に生活できるまちづくりを目指しまして、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。皆様に委員をお務めいただきます札幌市福祉のまちづくり推進会議は、この条例に基づく組織でございます。市民の皆様、事業者の皆様、私ども札幌市が協力をして福祉のまちづくりを推進していくことを目的としているものでございます。

本日の会議でございますが、前期の第10期推進会議で審議された内容なども踏まえまして今期の推進会議の方向性などを議論していただきたいと考えてございます。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場、さまざまな視点からの活発なご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎出席確認

○事務局（木下企画調整担当課長） 続きまして、事務局より、委員の皆様方の出席状況についてご報告を申し上げます。

○事務局（平塚事業計画担当係長） この福祉のまちづくり推進会議の委員は、全部で24名となっており、現在、この場に出席されている方は18名ですので、福祉のまちづくり条例施行規則により、この会議は成立しております。

なお、本日は、委員の中で、瀬川委員、郷六委員、中ノ殿委員、斉藤委員の4名から、都合により欠席のご連絡をいただいております。また、山本委員、森岡委員からは、おくれて出席される旨のご連絡をいただいております。以上です。

◎委員自己紹介

○事務局（木下企画調整担当課長） それでは、第11期最初の会議ですので、大変恐縮ですが、委員の皆様方から自己紹介をお願いできればと思います。

浅香委員から順に時計回りでお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香委員 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。

何期かやらせていただいておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○池田委員 NPO法人札幌市精神障害者家族連合会、略して札家連と呼ばれております会の理事をしております池田桂子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小島委員 知的障がい者の札幌市手をつなぐ育成会の小島と申します。

初めてではなくて、実は10期の後半から水尻さんの後を受けていたのですが、このたび初めて出席しますので、よろしくお願いいたします。

○風間委員 札幌地区退職者連合の風間です。よろしくお願いいたします。

○小林委員 札幌市老人クラブ連合会の小林と申します。

10期に引き続き、委員を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤委員 札幌市視覚障害者福祉協会の近藤と申します。

私も、10期に引き続き、よろしくお願いいたします。

○照井委員 札幌ハイヤー協会の照井と申します。

ハードの部分でいくと、今、全道で1万台ちょっとくらいのタクシーがあるのですが、700台前後でしょうか、トヨタのJPN TAXIという車椅子のまま乗れるタクシーがやっと導入されました。ただ、350万円ほどして非常に高いものですから、やはり、まずは応接の部分で気持ちよく乗っていただくということでやっていこうと思っておりますので、今後とも何かありましたらいろいろご質問なりご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木下委員 札幌市肢体障害者協会の木下と申します。

私も、ここ何期かやっております。よろしくお願いいたします。

○東委員 北海道建築士会の東と申します。よろしくお願いいたします。

○野川委員 札幌地区バス協会の野川と申します。

私も、前期の第10期から委員として参加させていただいております。バスにつきましても、車椅子で乗れるようにということで、徐々にではありますけれども、スロープ付きのバスの導入が進んでおりますので、今後とも、そういう車両の導入を進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森岡委員 こんにちは。

私は、札幌市ボランティア連絡協議会の森岡と言います。よろしくお願いいたします。

○橋本委員 北翔大学の橋本でございます。

初めての参加になります。勉強させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○越智委員 公募委員の越智と申します。よろしくお願いいたします。

○長田委員 同じく、公募で出席させていただきます長田と申します。

ふだんは、札幌市内のデイサービス施設で理学療法士として勤務しております。リハビリの視点で何かお手伝いできればと思い、このたびご応募させていただきました。これからよろしくお願いたします。

○山口委員 公募委員の山口と申します。

専業主婦です。資格を取ろうと、いろいろな勉強しながら札幌消費者協会の教育部というところに所属し、年に数回、会員の皆様にお役に立てるような講座を企画したりしています。今回、初めての参加になります。緊張していますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○上野委員 公募委員の上野と申します。

初めて参加させていただきます。

私は、障がい福祉サービスのB型でしばらく勤務をしておりましたが、障がい者雇用で企業様のフォローをできないかということで、今、準備をしています。何かご協力できることがあれば、させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○沖村委員 公募委員の沖村と申します。

札幌盲ろう者福祉協会から参りました。視覚と聴覚の両方に障がいをあわせ持つ盲ろう者です。音声通訳を受けていますので、耳ざわりな点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○石田委員 北海道科学大学の石田と申します。よろしくお願いいたします。

○石橋委員 北海学園大学工学部建築学科の石橋と申します。よろしくお願いいたします。

◎事務局紹介

○事務局（木下企画調整担当課長） 皆様、ありがとうございます。

それでは、他の事務局職員を改めて紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の平塚でございます。

同じく、担当係の小林でございます。

続きまして、本日同席しております関係部局の職員を紹介させていただきます。

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通施設担当課長の星野でございます。

同じく、交通計画課の佐竹でございます。

札幌市建設局土木部道路課交通安全施設係長の寺崎でございます。

同じく、道路課の小島でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

◎資料確認

○事務局（木下企画調整担当課長） 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局（平塚事業計画担当係長） 皆様方には事前にお送りしており、きょうお持ちいただいていると思いますが、改めて確認させていただきます。

まず、資料1、福祉のまちづくり関係法令・条例等制定経過と内容です。次に、資料1-1、札幌市福祉のまちづくり条例の本文です。次に、資料1-2、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の本文です。次に、資料2、第1期から第9期福祉のまちづくり推進会議の審議内容で

す。資料3、第10期福祉のまちづくり推進会議開催状況です。次に、資料4、第11期福祉のまちづくり推進会議検討事項及び専門部会の設置について（案）です。資料5、トイレ整備事例集（案）です。資料6、心のバリアフリーガイドわかりやすい版（案）、最後に、資料7、新・札幌市バリアフリー基本構想改定概要となっております。

一部修正があり、資料4は、本日、テーブルの上にあったものをお使いください。不足している方はいらっしゃいますか。では、配付資料の確認は以上です。

3. 議 事

○事務局（木下企画調整担当課長） それでは、お手元の次第に即しまして、早速、議題に移らせていただきたいと思います。

今回の会議は、繰り返しになりますけれども、第11期として最初の会議になりますので、まず、会長及び副会長を決める必要がございます。

そのため、会長、副会長が決まるまでの間、障がい保健福祉部長の竹村が暫定的に議長を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます竹村でございます。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の議題といたしまして、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づき、委員の方の互選により会長及び副会長を選出したいと存じます。

まず、会長につきまして、立候補される方または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。石田委員、お願いいたします。

○石田委員 石田です。

隣にいるので恥ずかしいのですが、10期は石橋委員に会長を務めていただいております。今まで議論をしてきた内容、経緯等をご存じでいらっしゃるのので、このまま大きな方針の流れがなければ、11期はそのまま石橋委員にお願いしていただければと思います。私から、石橋委員を推薦させていただきます。

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

ただいま、石田委員から、会長に石橋委員を推薦するというご意見がございました。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） それでは、石橋委員に会長をお願いすることを承認される方は、拍手をお願いいたします。

（賛成者拍手）

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

続きまして、副会長の選任に入りたいと存じますが、立候補される方または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

石橋会長、お願いいたします。

○石橋会長 石橋です。

北海道の障がい者就労支援に関する委員や江別市の地域福祉計画策定に携わるなど、ソフト

面の福祉のまちづくりにご見識の深い橋本委員に副会長をお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） ただいま、石橋会長より、副会長に橋本委員を推薦するというご意見がございました。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） それでは、副会長を橋本委員をお願いすることを承認される方は、拍手をお願いいたしたいと存じます。

（賛成者拍手）

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、石橋会長、橋本副会長には、席を移動していただきたいと存じます。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（竹村障がい保健福祉部長） それでは、選任されました新会長、副会長に、一言、ご挨拶をいただきまして、以降の会議の進行につきましてお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○石橋会長 ただいま、ご推薦いただき、第11期の会長を務めさせていただくことになりました石橋でございます。

第10期に引き続いて会長職を務めさせていただくことになりました。今年度は、前期と違いまして、部会の組みかえや、非常に細かなところまでご議論いただく点があるかと思えます。せっかくの機会ですので、皆様にはぜひご活発な意見をいただきたいと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

○橋本副会長 改めまして北翔大学の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は、北海道の就労と江別市の地域福祉計画に携わっておりまして、このたび、初めて札幌市のこのようなお仕事をいただきました。初めてでございますので、何分、ふなれではございますけれども、頑張って務めさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋会長 それでは、これより進行を務めさせていただきます。

本日の会議は、第11期の最初の会議となりますので、今期で新たに委員に就任された方もいらっしゃると思います。まずは、福祉のまちづくりの関連法令、当会議のこれまでの審議、議論の内容などについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（平塚事業計画担当係長） それでは、資料に沿って説明をします。

まず、資料1、資料1-1、資料1-2は、時間の関係がありますので、説明を省略させていただきますと思います。これらの資料は、今まで札幌市がどのようにバリアフリー化を進めてきたかということや法律の変遷、福祉のまちづくり条例そのものや施行規則、主に細かい施設整備の基準について書かれた資料です。今後、これから2年の間で、こういったものを参照しつつ、進めていくことになろうかと思えます。

きょうの説明は、資料2から始めます。

資料2については概要のみ説明しますが、この会議がどのような形で進んできたのかのイメージを持っていただけたらと思います。

まず、この推進会議は、平成10年に制定した福祉のまちづくり条例で、福祉のまちづくりの推進に関して重要な事項を審議するため設置するとされたものです。任期は2年となっていて、現在第11期が始まったところです。

第1期から第3期までは、条例制定直後ということで、この条例の趣旨を広めるための指針や事例集、よい事例の表彰、条例の一部改正作業が主な取り組みでした。

第4期以降は、より具体的な施策として、バリアフリー情報の提供のあり方、心のバリアフリーの検討について議論を開始しています。第5期では、札幌市バリアフリー基本構想という、駅などの主要な交通施設などを中心としたバリアフリーの検討を行っています。

なお、第9期では、そのバリアフリー基本構想の見直しも行っているところです。

また、これは現在の議論につながる重要な点ですが、第5期、第6期の2期にわたって、優しさと思いやりのバリアフリーと称して、従来の、数字であらわしたバリアフリー基準に頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立ち、人の目や感覚に基づく新たな取り組みを検討してきた経過があります。特に、第6期では、これを公共的施設のバリアフリーチェックシステムという形で制度化し、現在まで運用を進めています。

この資料の裏面に、バリアフリーチェックシステムの説明を掲載しております。

これは、福祉のまちづくり条例で、例えば、通路幅は車椅子が通れるよう80センチメートル以上でなければいけないなど、細かい施設整備基準を定めていますが、加えて、実際に人の目や感覚に基づき、障がい者にとって利用可能かどうかを検証しなければいけないといった考えから、札幌市が公共的施設を整備する際に、障がいのある方々や高齢の方などが図面や建物をチェックして意見を言うというものです。

第7期以降、このシステムを運用し、バリアフリー部会という部会でバリアフリーチェックを実施するとともに、効果的な運用について議論をしてきました。

また、こうした施設整備面のバリアフリーだけではなくて、市民一人一人に障がい者の理解を深めていただくため、いわゆる「心のバリアフリー」推進をテーマにして、第7期では、市民向けの心のバリアフリーガイドを作成、第9期でその見直しをしております。

続きまして、直近の2年間、第10期の開催状況について説明します。これは、今後2年間の皆様方の検討事項にかかわることなので、詳しく説明したいと思います。

右上に資料3とある、第10期福祉のまちづくり推進会議開催状況をごらんください。

平成29年9月からことし8月までを任期とした第10期では、29年12月の全体会議で、二つの部会を設置することとしました。一つは、左側にハード部会と書いてあるもので、設備・施設といったいわゆるハード面のバリアフリーについて審議する公共的施設のバリアフリー部会となっております。もう一つは、右側になりますが、ソフト面の心のバリアフリー部会というものです。

ハード部会ですが、2年間で計3回開催し、先ほどご説明した公共的施設のバリアフリーチェックの実施と、さらに、そのあり方、つまりこの取り組みをどのように実効性のあるものにしていくかという議論をしてきました。

バリアフリーチェックのあり方については、チェックの手法をどうしていくか、チェックの場に出た意見をその後の施設整備に反映する実効性について、委員の皆様からご意見をいただきました。

また、ここでは、チェックの実施時期やチェックの方法について意見交換がされました。例えば、チェックを行う時期が設計段階と完成間近の施工段階となっておりますが、設計段階で、設計内容を十分に把握できるような提示の方法や、意見を言って、それがある程度かなえられる、反映できるような時期の設定についても意見が出ています。

全体を通して、チェックの場でいただいた意見をその後の施設整備にどう生かしていくかという大きなテーマがあり、部会を通して出されてきた大きな課題として、数年間にわたるさまざまな施設のチェックにおいて、同じような意見が出され、それが次の施設整備に生かされないという問題がありました。この課題を解決する一歩として、市有施設を整備するような部局に積み上げた課題をあらかじめ周知して、どうやってバリアフリー設計の意識を高めるかという意見交換がされたところです。

取り組みの一つとして、第10期のハード部会の第2回から、最もニーズの高いトイレに関する事例集をまとめるという取り組みが進みました。資料5は、事務局でつくったたたき台を部会で議論してまとめているものです。こうした事例集をつくって庁内に周知することで、市役所全体でバリアフリー意識を高めていくことを想定しています。

現在、この事例集自体は、まだ細部の調整を進めているところで、今年度中には庁内の周知をして市役所全体でバリアフリー意識を高めたいと考えています。

次に、右側のソフト部会、心のバリアフリー部会についてですが、こちらも、2年間で3回開催しています。

先ほど申し上げましたとおり、第7期、第9期の心のバリアフリー部会において、心のバリアフリーガイドという市民向け啓発冊子を作成し、第10期では、これの子ども向け冊子を作成しました。「わかりやすい版」として資料6としてお配りしております。

現時点では案の段階で、現在、障がい当事者の方々に意見をいただき、細かな修正を進めているものです。今年度末に完成し、小学校4年生への配付を予定しています。

なお、心のバリアフリー部会では、配布するだけではなくて、より子どもたちに伝わるような取り組みをという意見がありました。現在、私たち職員が小学校に出向いて、子どもたちに直接、心のバリアフリーを教えに行くという出前講座という取り組みがありますが、さらに、どのような方法があり得るかということについて、教育委員会などと相談しながら方法を検討しているところです。

このように、部会で検討を進め、8月の全体会議で承認を得たところです。

以上が第10期の福祉のまちづくり推進会議の開催状況になります。

第11期、これからの2年間に引き継がれる課題としては、バリアフリー部会によるバリアフリーチェックの実施、さらには、バリアフリー意識を市役所全体でさらに高めるための事例集の作成、また、心のバリアフリーについては、一旦、取り組みが終わったところですけれども、今後さらなる普及啓発としてどのような方法があるのかについての意見交換が必要と考えております。以上、説明を終わります。

○石橋会長 それでは、ただいまの事務局からのご説明について、委員の皆様からご質問がございましたらお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 なければ、先に進めます。

また、後で、お気づきの点がありましたら、そのときでも結構です。

それでは、本日、四つ目の議題に進めたいと思います。

本日、四つ目の議題は、第11期推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてです。

事務局からのご説明をお願いします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 第11期推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてご提案します。お手元の横長のカラーの資料4をごらんください。

まず、一つ目として、資料の左側に記載しております新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しの検討になります。

新・札幌市バリアフリー基本構想は、先ほどご説明しましたが、第5期、第8期の専門部会においてご審議いただき、策定や見直しを行ってきたものです。バリアフリー法の改正やバリアフリー整備ガイドラインの改正、また、札幌市の現状を踏まえて見直しを検討しているものです。

これまで審議をしてきた心のバリアフリーの今後の普及啓発についても、この部会で継続していきたいと考えております。

基本構想を検討するこの部会の名称としては、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る検討部会と考えており、2年間の任期で合計6回程度の部会を予定しております。

この部会については、基本構想を策定する、まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課という部署から、後ほど、概要を説明させていただきます。

二つ目の検討事項は、この資料の右側ですが、いわゆるハード面を審議する会で、部会の名称は、第10期に引き続き、公共的施設のバリアフリー部会とさせていただきます。

2年間の任期中、合計で4回から5回の部会開催を考えております。

概要については、後ほどご説明したいと思います。

本日は、ただいま説明しました、また、これから詳しく説明させていただく会の設置と名称について、皆さんにご審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、具体的な審議事項は、部会の設置が決まった後、全体会議ではなく、それぞれの部会で検討していくことになろうかと思っております。私からは以上です。

次に、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しにつきまして、担当の交通計画課の佐竹職員から詳細を説明いたします。

○事務局(佐竹職員) 改めまして、札幌市交通計画課の佐竹と申します。よろしくお願いたします。

今から、資料7の黄緑色のA4判、ホチキスでとめているものを使って説明させていただきますので、そちらをごらんください。

新・札幌市バリアフリー基本構想につきましては、先ほども説明があったとおりで、今まで

2回の見直しを行っております。策定は平成21年、そして、平成23年と平成27年に見直しを行っているものとなっております。

今回は、3回目ということで、基本構想の内容、見直しに係る経緯、また、見直しの方向性について説明させていただきたいと思っております。

では、資料をもとに進めさせていただきますが、まず、基本構想の大もととなるバリアフリー法について説明させていただきます。

1 ページ目をごらんください。

1 ページ目の一番上に書かれているバリアフリー法ですけれども、こちらは、正式な名前が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものでして、平成18年度に策定されているものになります。

こちらの法律は、目的として一番上に書かれていますが、高齢者や障がい者、また、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開するということを目的に掲げています。

このバリアフリー法ですけれども、法律の中で内容を分けて二つ主なものがございます。一つ目が、個々の施設等のバリアフリー化、それぞれの施設でどのようにバリアフリーを進めていくのかといった基準などです。そして、二つ目が、面的・一体的なバリアフリー化ということで、こちらに基づいてバリアフリー基本構想というものを地方自治体が設定することができるというものとなっております。

この札幌市のバリアフリー基本構想については、こちらの第25条に基づいて設定するものというふうになっております。

続けて、2 ページ目をごらんください。

2 ページ目では、バリアフリー法の中でバリアフリー基本構想がどのような内容で定められているかというものを簡単に説明しているものになります。

バリアフリー基本構想につきましては、バリアフリー法の中で主な内容が三つ掲げられています。一つ目は、重点整備地区の設定ということで、バリアフリー化を重点的、一体的に進める地区の設定、また、二つ目に、生活関連経路の設定ということでバリアフリー化を進める経路を設定するというもの、三つ目に、各施設の整備方針ということで、バリアフリーの整備が必要となる施設がたくさんありますので、その施設ごとに整備の方針を設定するというものとなっております。

では、次に、札幌市における基本構想の具体的な中身について説明させていただきます。

続けて、3 ページをごらんください。

3 ページでは、バリアフリー基本構想の策定の経緯を説明させていただいております。

札幌市のバリアフリー基本構想は、基本的には国の動きに合わせて見直しを行ってきているものです。先ほど説明させていただいたように、バリアフリー法が平成18年度に策定されました。これはもともと建築物のバリアフリーの法律だったハートビル法と、交通関係のバリアフリーの法律であった交通バリアフリー法が合わさった総合的なバリアフリーの法律となっております。

また、この法律の制定に合わせまして、バリアフリー整備のガイドラインというものも国が

ら出ているのですが、こちらにも改定があったという流れがあります。

これらの動きを踏まえまして、右側に赤色で書かせていただいていますけれども、札幌市では、新・札幌市バリアフリー基本構想を平成21年に策定しまして、平成23年に見直しを加えているところです。

その後、緑色の四角の二つ目ですが、国では、平成23年に移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正があり、平成25年には、ガイドラインの改定が加えられております。

これらの流れを踏まえて、新・札幌市バリアフリー基本構想は、平成27年にも第2回の見直しを行っているところです。

なお、札幌市のバリアフリー基本構想につきましては、札幌市でも別の計画をたくさん抱えておりますので、そちらとも整合をとりながら内容を考えているところです。

では、続けて、4ページをごらんください。

4ページからは、札幌市のバリアフリー基本構想の中で設定されている具体的な内容について説明させていただきます。

まず、一つ目は重点整備地区についてです。

先ほども簡単に説明させていただきましたが、札幌市の中では、国のガイドブックに基づきまして、4ページに書かれている二つの考え方を、主な考え方として重点整備地区を設定しております。まず、一つ目が1日当たりの利用者が5,000人以上の旅客施設または不特定多数の人が利用する施設である特別特定建築物に該当するものが地区の中におおむね三つ以上あるということ、もう一つが、移動が通常徒歩で行われる地区として、おおむね面積が400ヘクタール未満の地区ということになります。この二つの考え方に基づいて重点整備地区を設定しています。

具体的にどこを設定しているのかについて、5ページをごらんいただければと思います。

現在、札幌市の中では、先ほど説明させていただいた考え方にに基づきまして、全部で53の地区を設定しているところです。

大体地下鉄の駅やJRの主要な駅、また、清田地区などが設定されております。各地区では、旅客施設ですとか、地域の中でも中心的な拠点を中心として設定しているところです。

続けて、6ページをごらんください。札幌市の中で設定されている生活関連施設になります。

こちらにも、国のガイドブックに基づいて設定しておりますが、札幌市では、この6ページに記載されているそれぞれの施設について、生活関連施設という位置づけをしています。

なお、国のガイドブックに記載はないのですが、右下の避難所については、平成23年の札幌市の見直しの中で新たに追加しているものとなっております。

続けて、7ページをごらんください。

生活関連施設ですが、施設の間をバリアフリー化された経路、道路でつながなければ意味がないということで、生活関連経路についても設定しています。

主な考え方は、下の図を見ていただくとわかりやすいかと思いますが、核となる旅客施設から生活関連施設をバリアフリー化された経路でつなぐという考え方が一つ、また、生活関連施設同士をバリアフリー化された経路でつなぐといった意味合いで、施設間の経路も生活関連経路としてつないでおります。

続けて、8ページをごらんください。

ここまで説明させていただいた重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路について、実際どのように書き込まれているのかといったイメージがこの8ページになります。

例として、地下鉄の元町駅の周辺の地区を挙げさせていただいていますが、黄緑色の薄い線で囲われている枠が重点整備地区の範囲、また、ピンク色の線で示されているのが生活関連経路、そのほか、色づけされている建物が生活関連施設といった形になっています。このようなイメージで、市内の53の地区を設定しているというのが今の基本構想の中身になります。

では、続けて、9ページをごらんください。

ここからは、札幌市の中で今行われている各施設の整備方針や取り組み状況について説明させていただきます。

こちらにも基本構想の中に書き込まれている内容となっております。

まず、9ページ、一つ目は、旅客施設です。旅客施設については、利用者数が1日当たり3,000人以上である駅及び軌道停留所、また、バスターミナルをバリアフリー化することとしております。

具体的な整備の内容としましては、段差の解消や、いわゆる点字ブロックの整備、エレベーターの設置、トイレのバリアフリー化、地下鉄については、全ての駅で既にエレベーターがついておりますので、新たな取り組みとして地下鉄駅のエレベーターの増設といったことにも近年取り組んでいるところです。また、地下鉄のホームドアの整備についても、既に全ての駅での整備が完了しております。

続けて、10ページをごらんください。道路のバリアフリー化についてです。

道路については、先ほど説明させていただいた53の重点整備地区内の生活関連経路をバリアフリー化することとしています。具体的な内容としましては、段差の解消、また、勾配、傾きの改善、点字ブロックの設置などを行っております。

続けて、11ページをごらんください。

11ページは、信号機等のバリアフリー化になります。

信号機につきましては、札幌市ではなく道警が所管になりますが、重点整備地区内にある主要な生活関連経路の信号機をバリアフリー化することとしております。

具体的な整備内容としては、音が出る音響式の信号機や、青時間の延長機能がある白い押しボタンの下に信号機の整備といったものが具体的な内容となっております。

続けて、12ページをごらんください。車両のバリアフリー化についてです。

車両につきましては、いろいろな車両が対象となっておりますけれども、鉄道の事業者、バスの事業者またはタクシーの事業者と行政、札幌市から協力しながら、バリアフリー化された車両の導入を図ることを基本方針としております。

具体的な実施内容としましては、バスやタクシーのバリアフリー化された車両の導入に対する補助を行っているところです。

続けて、13ページをごらんください。

13ページにつきましては、公園のバリアフリーということになっております。

公園のバリアフリーにつきましては、公園の園路、通路の部分や広場、駐車場、トイレのバ

リアフリー化をすることとしています。

ただグラフに載せておりますように、トイレのバリアフリー化については、なかなか整備が進んでいかないというのが現状となっております。

続けて、14ページをごらんください。14ページは、駐車場のバリアフリーです。

駐車場につきましては、札幌市で管理しているところもありますが、大多数は民間の事業者の駐車場ですので、基本方針としては駐車場管理者の協力を得ながら、バリアフリー化を実施することとしております。具体的な実施内容としましては、駐車場を管理している会社へ、バリアフリー化への協力をお願いしたり、必要のない方はとめないでくださいといった利用マナーの啓発を行っております。

続けて、15ページをごらんください。建築物のバリアフリー化についてです。

建築物については、既に先ほど説明させていただいたバリアフリー法、また、札幌市福祉のまちづくり条例に基づいて、建築物のバリアフリー化を推進しております。具体的な実施の内容としましては、下に写真がありますけれども、経路のバリアフリーやエレベーターの設置、トイレのバリアフリー化などが挙げられます。

また、先ほど説明があったバリアフリーチェックシステムといったものも、建築物で実施しているものの一つとなっております。

続けて、16ページをごらんください。ここまでは施設の整備についてでしたが、16ページでは、心のバリアフリー、ソフト施策の取り組みについて記載させていただいています。

心のバリアフリーにつきましては、市民一人一人が障がい者や高齢者の理解を深め、思いやりを持って手を差し伸べる心のバリアフリーを推進しています。今、具体的に行っているものとして、三つありますが、ヘルプマークやヘルプカードの配布、また、福祉教育、啓発活動の推進、出前講座の実施による情報提供などでございます。

では、17ページをごらんください。

ここまで、具体的な基本構想の内容について説明させていただきましたが、ここからは、第3回の見直しに向けた背景について説明させていただきます。

まず、17ページ目は、国の動きについて説明したものです。1番目に記載されているユニバーサルデザイン2020行動計画というものは、平成28年に来年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向けて、国が策定した計画です。この計画の策定に合わせて、三つの方向性、バリアフリー法の改正、国の基本方針の改正、ガイドラインの改定といった動きが一つ一つ起きているところです。

大まかにどのような内容が変わったのかということをお赤い字で記載しておりますが、まず、共生社会の実現や社会的障壁の除去といった利点が明確化されたというのが大きな点の一つ目、また、心のバリアフリーというものを最近よくいろいろなところで聞きますけれども、そちらについても明記されています。そのほか、情報提供ということで、情報のバリアフリーという新たな取り組みについても記載が強化されている状況になっております。

続けて、18ページをごらんください。

18ページは、札幌市の状況について、四つ記載させていただいています。

まず、一つ目は重点整備地区外の地区についてです。現在、重点整備地区になっていない地

区というものもあるのですが、そちらの中でも、生活関連施設が近年増加している、また、それによって面的・一体的なバリアフリー化が必要とされている地区があります。

また、二つ目、生活関連施設経路についてです。前回の改定が平成26年度、平成27年3月ですので、それ以降に新しくできた施設、なくなってしまった施設があり、そちらの施設について、更新していく必要があります。また、それにあわせて、バリアフリー化された生活関連経路も更新する必要があるというのが二つ目になります。

また、ソフト面につきましては、今、札幌市としても、市民全体に心のバリアフリーの普及が必要であると考えているところです。

一番下の各施設の整備状況については、先ほど説明させていただきましたが、公園のトイレやバスターミナルのバリアフリーの整備率が低いといった現状も抱えております。

これらの状況を踏まえ、札幌市としては、オリンピックやパラリンピック招致を契機として共生社会の実現に向けて、市内のバリアフリー化をさらに進めていきたいと考えているところです。

それでは、19ページをごらんください。

これまでの国と札幌市の状況を踏まえまして、今後どのように検討を進めていくかというのを具体的に記載させていただいております。

まず、19ページの一番上の一つ目として、基本理念の整理を考えております。国の動きや札幌市のほかの計画との整合性を図りながら、基本理念というものを整理して、札幌市としてどのようにバリアフリー化を進めていくかを整理するといったものになります。

また、二つ目は、重点整備地区の追加及び拡大です。現在、重点整備地区の位置づけのないもの、例えば、駅周辺の開発や生活関連施設の増加によって面的なバリアフリー化が必要となった地区について、新たに重点整備地区に追加したり、その範囲を広げていくといったことを検討していこうと考えております。

続けて、20ページをごらんください。

そのほかに、生活関連施設の更新と追加について検討を進めていきたいと考えています。

前回の改定の後になくなってしまったものもございますので、そういった施設を更新していくということです。また、生活関連施設として位置づけられている施設の対象を今後拡大していくといったことも検討しているところです。

続けて、21ページをごらんください。

生活関連経路の更新と追加についてです。先ほど、20ページで説明させていただいた、施設の更新にあわせて、生活関連経路についても見直しが必要と考えております。また、重点整備地区に仮に新しく地区を追加、拡大することになりますと、それにあわせて生活関連経路も新たに設定することになりますので、検討を進めていきたいと考えております。

続けて、22ページをごらんください。22ページは、ソフト施策の充実についてです。

国の動きとしても、札幌市としても、心のバリアフリーをより進めていきたいと考えており、新たに検討を進めていきたいと考えております。現時点で想定される主な方向性ということで、三つほど記載しましたが、具体的な内容は、今後、部会の中で検討していきたいと思っております。これらの見直しにより、市民、企業の意識が変わることで、まち全体のバリアフリー化

が進んでいくことを目指しているところでございます。

続けて、23ページをごらんください。

さらに、そのほかに検討している事柄として、上側では、各施設の整備方針の修正ということに記載させていただいております。今、札幌市の整備については、基本的には国の数値目標にあわせて目標設定しているところですが、今後、国の基本方針が変わることが予想されています。今の国の基本の目標が令和2年度、来年度までとなっておりますので、その後の目標値というのが今後示されてくることになるだろうと考えております。それに合わせた整備方針の修正、また、札幌市としてどう考えていくかといったところでもこの整備方針を見直していくことが必要になってくると考えております。

また、その他、冬期間のバリアフリー、情報のバリアフリーについても検討を進めていきたいと考えております。例えば、冬のバリアフリーですと、左側の写真では、冬であってもシェルターで点字ブロックに雪が積もらないようにしているとか、右側の写真ですと、冬でも地下であれば快適に歩いたりできますので、歩行空間を地下に確保するといった考え方なども盛り込めればと考えています。

また、情報のバリアフリーについては、近年、特に話題になっている事項でもありますので、例えば、サインの表示や情報提供について、さらに書き込めることがないかというところを検討していきたいと考えております。

続けて、24ページをごらんください。

最後に、今後の進め方について説明させていただいて終わりたいと思います。

基本構想の見直しの部会については、全部で6回の開催を考えております。それぞれの部会の回においてテーマが決まっております。第1回は今年度のおおむね2月から3月ごろを考えておりますが、まず、理念の整理や重点整備地区の追加や拡充の基本的な考え方についてご議論をいただきたいと考えております。

その後、第2回の検討部会は、来年度5月、6月ごろを予定していますが、生活関連施設や経路の更新、整備対象の変更について議論していただきたいと考えております。

令和2年8月から9月ごろについては、ソフト施策の展開について議論していただき、令和2年12月から1月ごろでは、各施設の整備方針や改定のポイントを改めて整理していきたいと考えております。

その後、令和3年3月、令和2年度末の時点で、おおむね基本構想の改定の素案を完成させ、パブリックコメントということで市民の方に見ていただき意見を募集することとなります。令和3年度6月、7月ごろには、パブリックコメントの結果を踏まえて、どこを直していくかということを経験した上で、令和3年8月ごろに基本構想の改訂版を公表するといったスケジュールを考えています。

なお、今後、国の基本方針というものが改定されることが予想されておまして、これの改定時期が実は明確には決まっておられません。令和2年度内には出てくるのではないかと聞いているのですけれども、出てくる時期によっては、具体的な整備方針を札幌市で定められない可能性もありますので、この国の基本方針の改定時期によっては、スケジュールが多少前後する可能性もあるということだけ、ご了承いただければと思います。

札幌市のバリアフリー基本構想の見直しについて、説明を終わらせていただきます。

○石橋会長 非常に長い説明となりまして、特に耳なれない言葉がかなり出てきて、親しみのない委員の方はわからない点が多々あったかと思います。

遠慮なくご質問やご意見をお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○越智委員 公募委員の越智です。

いわゆる札幌市内に重点整備を設定して、面的整備に取りかかっているということはよく理解できました。

新しく基本構想を策定するという事は、それは、それで一つの課題としていいのですが、今までやってきた面的整備の実施例といいますか、整備率、あるいは、この地域については、現在の構想に基づいて、ある程度ここまでできていますよといった情報についてもモデル的に説明していただけますか。

○事務局（佐竹職員） 今までの実施例や整備率ですが、基本的に、基本構想では、先ほど説明していただいた道路や旅客施設それぞれの整備率について目標が定められております。現状のバリアフリーの整備率ですけれども、例えば、道路ですと2018年度末で76%です。また、公園につきましては、先ほどの資料の中でもグラフで示させていただいているのですが、トイレの部分では、なかなか整備が進んでおらず、13ページに記載されていますけれども、公園はトイレだと35%までしか進んでいないです。資料の順番が前後して申しわけないのですが、旅客施設ですと、平成30年度までにJR駅では対象のうち8割ちょっと、バスターミナルにつきましては、9ページですが、まだ半分まで行っていない46.7%、地下鉄については100%、続けて、10ページの道路は、先ほど説明させていただいたとおりなので、省略させていただき、11ページの信号機につきましては、既に100%、また、12ページの車両につきましては、それぞれ違いはあるのですが、こちらは台数が主な目標になっていますので、記載されているとおりとなっています。13ページの公園は、一旦、割愛させていただきますが、基本的に施設の整備状況としては今説明させていただいたとおりです。

また、重点整備地区として面的にどのぐらい整備が進んでいるかというところですが、今のところ、先ほど8ページに例で示させていただいていた元町地区につきましては、生活関連経路の整備、信号機の整備が全て完了しているところです。

ほかの地区で、幾つの地区が既に整備が完了しているかというのは数え直さなければいけないので今すぐにはお答えできませんけれども、これまで、市内でどれだけ進んできたかも踏まえて、今後、議論を進めていくことになっていくと思います。以上です。

○石橋会長 越智委員、よろしいでしょうか。

○越智委員 このバリアフリー基本構想に基づく整備というのは数年前からやってきたとは思いますが、私自身の印象では、例えば、私は手稲区に居住しているのですが、手稲駅周辺もこの対象になっていると思うのです。それは、私も、数年前から聞いていました。例えば、駅舎や駅自体は承知していますけれども、その周辺の商店街の道路や商店街の店に入るための段差解消など、その地域については、面的にある程度は通行しやすい、施設を利用しやすいといったものを目指してきているのだらうと認識しております。多分、一般市民の方は、例えば、手稲区に住んでいる人たちは余りそういった認識はないと思います。ですから、やはり札幌市

は、整備をやって一つの福祉社会をつくり上げていっているというPR、啓発活動を大いにいったほうがいいのかと思っています。

それで、新しく構想を策定することについては、非常によろしいことだと個人的に思っています。要は、面的整備をきちんとやっていくというのが一つの大きな目標かと思うのです。その中で個々の施設などについての整備もあるのだろうと私は思っています。

これは、具体的に部会での議論になるのでしょうかけれども、例えば、整備をする目標年次は決まっているのでしょうか。

○事務局（佐竹職員） まず最初に、手稲駅周辺の件についてです。

こちら、市として、生活関連経路として道路のバリアフリー化を進めていきますというふうに明示している中では、残り2路線を除いては全て一旦完了しているところで、ご指摘のとおり、余り市民には認知されていないと今聞いていて思ったところです。おっしゃられたとおり、もっとここをやってみましたというPRも必要かと思えます。

もう一つ、その後、面的整備が必要ということで、商店や建物のバリアフリー化についてですけれども、行政としても自分で持っていない施設については、どうしても民間会社をお願いするという形になってしまっているところです。

目標の年度についてもご質問いただきました。基本的には、国の基本方針が定める目標の年度を札幌市も使っているところです。ですから、現状としましては、国が定めている目標、令和2年度までに何%といった目標がそれぞれの施設で示されていますので、一旦はそれに基づいて札幌市でも整備が進められているところです。

ただ、先ほども説明させていただいたとおり、今後、国の目標も変わっていきまして、今の想定ですと、今後10年の目標値が示されることになると考えております。そのため、令和2年度から10年後が次の目標値と考えているところでございます。以上です。

○石橋会長 よろしいですか。

続きまして、ございませんか。

○沖村委員 公募委員の沖村です。

まず先にお礼を申し上げたいと思います。

心のバリアフリーガイドわかりやすい版についてですが、前期の最後のときに盲ろう者としての意見を言わせていただきました。それについて、このように載せていただきまして、本当にうれしく思いました。ありがとうございました。

ただ、内容について、事務局に連絡しましたがけれども、最後の行の「時間をかけてコミュニケーションをとることが大切です」で終わっているのですが、そのところはどんなコミュニケーションをとったらよいのかわからないので、事務局に、誰でもできる手書き文字で伝えてくださいとファクスさせていただきました。

その内容については、多分、後ほど何かお話があると思いますので、ここではお礼だけを申し上げたいと思います。

第3回の見直しについてですけれども、11ページの信号機についてです。

これは平成27年ですが、私の住んでいるところは、バス停まで行くまでの信号機に音響がついていません。ですので、目も悪いために、光のかげんで見づらいときがあります。車の流

れや人の流れを見ながら見て歩くようにはしているのですが、やはり途絶えてしまうこともあり、どうしたらいいのか、渡ってもいいのかと不安な気持ちになります。ですから、音響装置のついた信号機は、視覚に障がいのある方が住んでいるところにはぜひともつけてほしいと思っています。

ただ、盲ろう者の場合は、私の場合は補聴器で音が少しわかりますが、もっと耳が聞こえにくい、または、全く聞こえない、そして、見えにくい方もいらっしゃいます。仲間からは、最近、信号がすごく見づらくなったり、音も聞こえないので、困っているという話も聞いております。大阪では、盲聾者の方々の運動によって、振動式の信号機、手でさわったら青か赤が振動でわかる信号機を取りつけているところが各所にあります。札幌市でも、できればそういうものを取りつけていただけるよう、時間はかかると思いますが、今後の方針の中にそういうものも取り入れていただければありがたいと思います。

もう一つのお願いですけれども、22ページの今後の取り組みについての中ぐらいのところですが、研修会などのことが書いてあります。研修会を開くのはとてもよいことだと思います。あとは、動画だけではなくて、今年春ぐらいに社会福祉協議会のある講習会に参加させていただきました。そのときに、北洋銀行の取り組みというお話を聞かせていただきました。その取り組みとは、障がい者の方を招いて、お話だけではなく、一緒に動いて疑似体験もやって、自分で実際に体験するという取り組みで、すごくいいなと思いました。企業とかいろいろなところで研修会を開くときは、ぜひそういうことをやっていただければうれしいと思います。以上でございます。

○石橋会長 事務局から何かございませんか。

○事務局（平塚事業計画担当係長） まず、障がい福祉課から、2点、お答えさせていただきます。一つ目の、わかりやすい版の盲聾者とのコミュニケーションの記載についてですが、この資料は10日ぐらい前に皆さんにお送りしたもののなのですが、並行して障がい当事者団体の方々からご意見をいただいて、修正を随時進めているところです。

札幌盲ろう者福祉協会から、盲聾者とのコミュニケーションについてご意見をいただいたので、直近の案では、手書き文字でのコミュニケーションのことなどに触れた記載を加えているところです。

もう一つ、基本構想の22ページの心のバリアフリーの研修について、実は研修の内容の詳細は、これから詰めることになるのですが、今、沖村委員がおっしゃっていたように、実際に企業の方々が自分の身近なものとして心のバリアフリーを理解していただけるように、例えば、当事者の方に講師をしていただくとか、体験の機会をとり入れることも含めて、実効性のある研修内容を考えていこうと思っています。

○事務局（佐竹職員） 続けて、先ほどお話しいただいた信号機の件について、交通計画課から回答させていただきます。

今の信号機の整備の基本方針は、資料の11ページに書かれているとおりでして、一旦は重点整備地区の中の主要な信号機をバリアフリー化することが方針となっております。

今後、第3回の検討を進めていく中では、こういった基本的な整備方針についても改定を検討していくことになっておりまして、信号機を管理されている警察にも、もちろんこの検討の

部会の中には同席していただこうと考えております。警察の考え方もありますが、今後そういった議論はできるかと思っておりますので、今後議論させていただければと思います。

○石橋会長 もう一つの部会の説明も残っています。(仮称) 公共的施設のバリアフリー部会の検討事項について、事務局からご説明をよろしくをお願いします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) それでは、もう一つの部会、公共的施設のバリアフリー部会について、審議内容などを提案させていただきます。

この公共的施設のバリアフリー部会というのは、第10期、ことし8月までにも設置されておりまして、バリアフリーチェックや、それに基づく検討をしていただきましたが、今回、これからの第11期においても、第10期までに検討した内容を継続、発展させる部会として考えております。

部会の設置理由、背景について、囲みの中に2点掲載しております。

一つは、バリアフリーチェックの実施です。バリアフリーチェックについては、先ほどの説明の中ありましたが、札幌市がある程度の規模の施設をつくったり改修するとき、数値上の基準だけではなくて、実際に障がいのある方が目で見ても本当に使いやすい施設なのかどうかをチェックするという仕組みです。

設計段階と、施工段階という工事着工してほとんどできる段階の少なくとも2回チェックすることになっていて、設計段階では図面を見てチェックをする、施工段階ではでき上がりかけている施設を障がいのある方が実際に見て、本当に使えるのか、車椅子で動きやすいかどうか、視覚障がいの方が危険なく移動できるのかなどを見るものです。

現時点でバリアフリーチェックの予定として決まっているのは、新MICE施設とあって、中島公園に建設する予定の、大規模な国際会議などをやる施設です。今年6月に、一回、図面でのチェックをしておりますが、多くの意見が出たため、工事を始める前にもう一回チェックをする予定になっています。時期はまだはっきり決まっていりませんが、意見を反映することがある程度できるような時期にチェックをする予定です。

また、この任期、第11期の2年間の間に、札幌市の施設の新築や大規模な改修がもしあれば、それについてもバリアフリーチェックをしていただきます。

バリアフリーチェックについては、この公共的施設のバリアフリー部会に参加されている方々と障がいのある当事者の方、高齢者団体の方、具体的には老人クラブ連合会の方たちが協力して一堂に会して実施する形になっております。

もう一つ、このバリアフリー部会のテーマとして、バリアフリー意識を高めるために、あらかじめ設計のポイントをまとめた事例集の作成があります。これは、これまで何年もバリアフリーチェックをしたうえでの実績がなかなか積み上がらない、つまり、皆さんに意見を出していただいても、次に施設整備するときそれが反映されづらいということがあり、札幌市の施設をこれからつくるときに、計画の段階から、つまり、最初からバリアフリー意識を持っていただこうという趣旨、そのガイドライン、マニュアルとして事例集をつくるものです。

第10期でトイレの事例集をつくっていただきましたが、建築物のバリアフリーというのはもっといろいろな視点がありまして、例えば、通路幅がどれくらいならいいのか、出入り口がどんな形ならいいのか、エレベーターやエスカレーターなど、いろいろなことがあります。そ

ういったトイレ以外の項目についても検討していただきたいと考えています。最終的には、将来的には、そうして積み上げたものを総合的なガイドラインとしてまとめていきたいと考えています。

今回の第11期の部会で、まずはどの整備項目から着手するかということを決めていただいたうえで、具体的な検討に入っていただきたいと思っています。

なお、このバリアフリー部会につきましては、2年間で4回から5回の部会開催を予定しています。最初の部会は来年の2月から3月となろうかと思えます。

以上、第11期推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてのご説明でした。

○石橋会長 ただいま、公共的施設のバリアフリー部会の説明をしていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

○野川委員 札幌市バス協会の野川と申します。今、それぞれ二つの部会が新たに設置されるというご説明をいただきましたが、メンバーはどのようにお考えでしょうか。

○石橋会長 事務局、お願ひします。

○事務局（平塚事業計画担当係長） 後ほどのご説明の予定でしたが、皆さん気にされているところかと思えますので、ここでご説明させていただきます。

推進会議委員の皆様は24名おられますが、必ず、二つの部会のどちらかに所属していただくこととし、1つの部会に12名と想定しております。この推進会議は、学識経験者、つまり大学の先生、いろいろな協会、関係団体、事業者の方々、障がい当事者団体の方々、公募委員ということで構成されています。前回、第10期の部会の決め方に倣い、基本的には、会長、副会長と事務局で相談して決めさせていただきたいと考えています。

公募委員の方6名については、どちらに所属したいかをお伺いしたいと思います。それ以外の関係団体や事業者団体の方々については、それぞれの専門の分野があると思えますので、そのご専門の分野を私たちのほうで考慮して案を決めたいと考えております。

以上です。

○石橋会長 今の説明でよろしいでしょうか。

○野川委員 では、まだ委員の選別までは終わっていないと理解してよろしいですか。

○事務局（平塚事業計画担当係長） 現時点では決まっておりません。

○野川委員 わかりました。

○石橋会長 ほかにご意見はございませんか。

○石田委員 バリアフリー基本構想見直しに係る検討部会の件について、幾つか確認といひますか、お話をしたいと思ひます。

生活関連施設が増加しているのです、重点整備地区をふやすというような背景がありますというご説明がありました。先ほど越智委員がおっしゃっていたように、今のはやりでいうKPIやKGIがどこまで達成しているのかというのをもうわかりやすくして、どこまで達成したらバリアフリー化ができましたというゴールをしっかりと明確につけたほうがいいと感じています。

例えば、小樽市や、ほかの何々市というのは、重点整備地区が多くても2カ所とか3カ所でやっている中で、札幌市は五十何カ所もあるので、かなり大変な作業にはなってくると思うし、時間もかかってくると思うのです。一方で、つくる側と使う側が同じ会議に出なければいけな

と思うのですが、先ほどのお話ですと、この部会だけで基本構想の見直しをする予定でいるのですか。例えば、面的に整備するといったら、国道も入ってくるし、ＪＲも入ってくるし、バスも入ってくる中で、いろいろなつくる側の人たちも入らないと絵に描いたもちになってしまうような気がするのです。その辺は、ここでやるのか、別に何か協議会があるのか、確認をしたいと思ったのです。

○事務局（佐竹係員） まず、１点目のご意見いただいた地区としての達成状況のゴールを定めるということですが、現状としては、札幌市では、そういうものはやっていないところではあるのですが、確かに地区全体で札幌市としてここまでだとオーケーですといった観点は必要かと思しますので、こちらでも部会の中で検討させていただきたいと思います。

もう一点、部会の運営の仕方についてご質問をいただいていたいました。

ご指摘のとおり、つくる側と使う側の両側がないと成り立たないのではないかとということで、基本構想の部会については、こちらにいらっしゃる部会のメンバーに加え、施設の管理者という形で、外部委員を呼ぶことを考えております。前回の委員でいきますと、国道の管理者の国、信号の管理者である警察、また、運輸局、ＪＲにも入っていただく形になっています。基本的には、この構想の中でバリアフリー化が位置づけられている管理者の方には全て同席していただく形になっております。

○石橋会長 ほかにどうぞ。

○小島委員 小島と申します。

先ほど、心のバリアフリーガイドについてのお話がありましたが、知的障がい者に対する説明がわかりやすい版になったときに、かえってわかりにくくなっているというお話を申し上げました。その理解のこともあるのですが、細かい話になってしまうのですけれども、例えば、選挙のときのバリアフリーで、選挙公報は、点字はあると思うのですが、知的障がい者向けにわかりやすい文言になるようなものをつくってほしいということを選管の方にはずっとお願いしています。そういう話し合いというのをここでするのかどうかかわからないのですが、そこへの協力など、これもバリアフリーでできるものかどうか。

もう一つ、ヘルプマークのことがありましたが、ヘルプマークに対しての支援をする方の研修会などをしますというお話でした。例えば、どこの都市か忘れたのですけれども、研修を受けた方たち、支援者がいるという目印として、サポートマークをつけているというお話を聞いたことがあるのです。そうすると、ヘルプマークをつけている人は、サポートマークの方を目印にしていろいろお願いができる。それから、サポートマークは、見守りだけしますという方もつけているというお話を聞いたことがあるのです。そういったことも研修の一環として考えていただけるといいと思いました。

これは、これから会議の中で私が言っていこうと思っていたのですけれども、札幌市では、そういうようなマークをつくるみたいなことは考えられますでしょうか。

○事務局（平塚事業計画担当係長） まず、１点目のわかりやすい版については、先ほど沖村委員にもお伝えしたとおり、今、随時、修正しているところです。育成会からの意見と知的障がいの当事者の方にも聞いている部分があって、そちらからの意見もあわせて修正しているところですので、ご了承ください。

次に、具体的に選挙公報のお話だと思いますが、この推進会議の中では、心のバリアフリーを全体としてどう進めていくかという話を中心になるので、個別の細かい話まで、すべてをここでやりきるのは難しいかなと思っているのです。どちらかという、札幌市として心のバリアフリーはこんなふうに進んでいけたらいいねという、方針・考え方の整理が中心になっていくのかなと思います。

もちろん、個別の施策について、要望としてあがりましたら、私たちはそれを選挙管理委員会に伝えますし、直接言っていただいてもかまいません。

最後の手助けするほうのマークのお話ですが、確かにほかの地域でそういったマークをつくっているところがあります。ヘルプマークは手助けされるほうのマークだけれども、「手助けをする」ことを表明するマーク、そういうものをつくっている地域があります。

はっきりお答えになっているかどうかわからないですけども、私たちは、これから企業の方とか市民の方への研修というのを多くしていこうと思っていて、その中で研修を受けましたよというマーク、バッジという形になるのかもしれませんが、そういうものをつくることを今検討しています。それをつけたことで、その人が何でもできるかという、違うかもしれないのですが、少し意識を高める一助になるのではないかなと思って、そんなことを検討しています。

○石橋会長 続けて、ご質問あればお願いします。

○近藤委員 視覚障害者協会の近藤と申します。

実際のところ、私がどちらの部会に所属するのかわかりませんが、恐らくはバリアフリーチェックのほうかと思ったりもしています。

そこで、私がこの基本構想の見直しの部会に入らないとしたら、この全体会議のところ、2点ほどお願いしておいたほうがいいのかなということがありました。

実は、さっき重点地域のところをループで見せていただいたら、私のところの34条も一応重点地域のところには印字されていました。

実際は点字ブロックのことです。バリアフリーの構想なので、点字ブロック整備のことが含まれると思うのですが、34条の北大通と札幌新道の交差点のところ、音声もついていませんし、高齢者住宅が角にできたので、音声は難しいと思ったりしています。

また、その点字ブロックは、もともとは札幌新道に渡る時に、階段を下りて地下歩道、それで、3車線、3車線の6車線を渡るということだったのですが、数年前に、地域の皆さんの要望で、横断歩道が設置されたのです。これは道新にも載りました。それから、テレビのNHKとかのニュースでも、きょうからここに横断歩道がついて渡れるようになりましたとなったのですが、点字ブロックでどうしてもそちらに誘導してもらえないのです。せっかくつけた横断歩道に誘導してもらえなくて、逆に、北大通のところは自転車のマークがもともとついていたところにも横断歩道ができました。私も何年も前から横断歩道を渡っていますが、点字ブロックは、地下歩道に誘導しているのです。2年か3年ぐらい前に、道路課に申し入れをしたら、そこは国道なのです。道路は、市、道、国と管理者が全部分かれていますから、その連携がなかなかとれないのか、それとも、とったらいけないのか、わからないのですが、国道だから無理だよというのが札幌市の道路課のお返事だったのです。

では、国に直接申し入れをすればいいのかということで、動いてはみたのですが、今も点字

ブロックが横断歩道には誘導されていなくて、とにかく地下で階段をおりていくほうに誘導しているのです。せっかく横断歩道があるのに、視覚障がい者だけ、どうしても地下を渡れというのか、私は、そこをすごく残念に思っています。

ここで、障害者差別解消法や条例がいろいろできていますが、現実には障がい当事者が置かれていることはこういうことなのだなと、それは身にしみて日々感じています。

私は、弱視なので、かろうじて上の横断歩道を渡ることができますが、右折だけのものがでるなど、難しい信号なので、渡りにくいことは渡りにくいのです。でも、ぜひ構想の部会で道警を呼んだり、特に道路関係のところの所有者同士がつながって、札幌市であっても、道であっても、国であっても、全体を進める方向で行っていただけたらありがたいと思っています。

もう一点は、これも毎年道警には要望書を出させていただいていました。それは業者が非常に少ないので、なかなか競争入札ができないから難しいといえばそれまでの話ですけれども、LEDつきの高齢者、障がい者向けの音響機があって、背が低いのです。弱視でも腰の曲がった高齢者でも非常に見やすかったり、音声も反響しないで聞きやすいという利点があるのです。とにかく、視覚障がい者の8割がロービジョンと言われてる現在で、あれが1基でもついて突破口になってふえていただけたら、信号を渡りやすくなると思ったりもしています。

ただ、積雪地帯なので、北のほうの事例があったら、逆に、その情報が欲しいと道警から言われました。ことしも道警の交通規制課に伺いまして、北の東北地方でついてきましたので、その事例をお伝えしております。これは何年も要望書を出させていただいていますが、この音響信号機を整備するときに、高齢者、障がい者向けの装置もつけていただけたらと思います。

特に、私は、歩車分離のところでも何回も間違っただけで車道に出て、一般市民の方にも叫ばれたり引き戻されたりします。歩車分離式信号がふえてきていますので、横の車と一緒に行動する視覚障がい者にとっては結構危険です。例えば、駅前通が全部歩車分離とわかっていたら待ちます。もちろん、人が動くまで待ちますけれども、そういう配慮もしていただけたらと思います。

あくまでも、この基本構想の見直しのガイドラインなので、それが実態につながるかどうかはわかりませんが、そういう配慮もしていただきたいと思います。以上です。

○石橋会長 何かコメントがあればお願いします。

○事務局（佐竹職員） ご意見をありがとうございます。

2点いただいておりますが、一つ目が点字ブロックの連携で、国と札幌市との連携が図られていないのではないかというご意見でした。

バリアフリー法の趣旨等を踏まえますと、本来は継ぎ目がなく、順調にすんなり移動できるというのがそもそもの趣旨になっています。今回の基本構想の部会で、国道も来られて一緒に議論できるので、うまく連携できるように図っていきたく思います。

もう一つの信号機についても、信号機の所管の警察も来られますし、きょうは議事録として記録もっておりますので、改めて警察にお渡しして考えていただきたいと思います。

○石橋会長 今のご指摘のとおり、とりあえず二つの部会に分かれて議論していただくと事務局からご説明があったのですけれども、当然どっちかに所属してそこでしか発言できないのか、そこでしか意見を述べられないというわけではないと思います。これはまた事務局のご担当と相談したいと思うのですけれども、お気づきの点がありましたら、部会をまたがって少しご意

見をいただいたり集約する方法がないか、検討したいと思います。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局（平塚事業計画担当係長） はい。

○石橋会長 もう少しだけ時間があるようなので、今まで余り発言されてない方を中心によろしいでしょうか。副会長、よろしくをお願いします。

○橋本副会長 橋本です。よろしくをお願いします。

先ほどの資料7の16ページのところになるのですけれども、平成27年の見直し版のところで、心のバリアフリーへの取り組みとていうことで説明いただいたのです。

もし聞き漏らしだったら申しわけないですが、ヘルプカードは3万9,000個の配布ということがあったのですけれども、福祉教育・啓発活動の推進と出前講座の実施による情報提供についての実施状況、実績がもしわかれば、それも部会で検討できると思ったので、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（平塚事業計画担当係長） まず、冊子の配布については、市内の小学校6年生に向けて、「バリアフリー大研究」という冊子を、これは毎年小学校6年生全員に配布しています。

実は、この小学校6年生の配布というのを、今、作成中のわかりやすい版に変えようとしています。わかりやすい版については、小学校4年生全員というふうに想定しています。というのは、小学校5年生向けの社会福祉協議会で作っている冊子がありまして、それとの連続性を考えて、わかりやすい版を4年生全員に配り、小学校5年生向けに社会福祉協議会の冊子が配られるという形になる予定です。出前講座については、私たちは、小学校や中学校、町内会など、いろいろなところからの求めがあって出向いていくのですけれども、申しわけありませんが、今、何回というのを押さえてきておりません。何らかの機会でお伝えしたいと思います。

○石橋会長 お願いします。

○池田委員 今、配布しているということだったのですけれども、配布して先生から説明していただけているのでしょうか、ただ配布しているだけなのでしょうか。

○事務局（平塚事業計画担当係長） 「バリアフリー大研究」については、基本的に配布して、取り扱いが学校にお任せしています。ですから、今は学校のカリキュラムに必ず入ったりということにはなっていない状況です。

実は、今、委員からご指摘があった点については、8月までの第10期の心のバリアフリー部会でも大変話題に上ったところで、配布するだけではなくて、もう少し何か一押ししたほうがいいのではないかというようなお話がよく意見として出されていきました。それについては、今、教育委員会と、どういった形があり得るかというのを調整しているところなので、また何らかの機会にご報告できると思います。

○石橋会長 よろしいでしょうか。

いろいろと資料がありまして見過ごしてなのですけれども、そもそも、部会のネーミングがこれでいいのかという話があればお願いします。ネーミングは、今、頭に仮称とついていますので、これでよろしければ、この仮称がそのままとれるというふうにお考えになっていただければと思います。

もう一遍、改めて言いますけれども、今のところ、（仮称）新・札幌市バリアフリー基本構

想の見直しに係る検討部会、もう一つは、(仮称)公共的施設のバリアフリー部会という名前になっています。ネーミングも含めて、これでよろしいでしょうか。

○石田委員 公共的施設のバリアフリー部会というのは、第10期のときに、内容について、議論させていただいて、いろいろな言葉が出てきた中で、これがいいのではないかとということで、去年変えたばかりという経緯があります。

新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しに係る検討部会というのがありますが、今度、見直しに係る検討部会があったときにはどうしたらいいのかというのは、これだと困りますよね。新がついていて、また新がつくのかという話になるので、年度が入るのか何かしないと、この名前はほかで新しくまた見直しがかかったときに困る名前ではないかなと思いました。

どうしていいかというのは、今、提案ができないのですけれども、この部会の中で少し考えていただいてもいいのかもしれないですが、何か変えたほうがいいかなという気はしました。

○石田委員 今、何かお答えできますか。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 多分、ここで決めることは難しいと思うので、実際に部会が始まったときに、その部会の中で最初にネーミングの話をしていただけたらいいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○石橋会長 まだ少し検討する機会があるということね。

○事務局(平塚事業計画担当係長) きょうこの場で名称を決めなくてもいいと思います。

○石橋会長 では、石田委員には、そのときまでにぜひ提案をしていただけたらいいのかなと思います。あとはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 時間の関係もありますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今期はこの二つの部会で議論を進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ご異議なければ、この二つの部会で進めさせていただくことをご了解いただいたということにしたいと思います。

続きまして、先ほどご質問ありました各部会のメンバーの選出方法についてですけれども、改めて申し上げます。

メンバーの選出については、基本的に会長、副会長と事務局で決めさせていただきたいのですけれども、公募委員の皆様につきましては、事前にいずれの部会に参加したいかをお伺いすることで進めたいと思います。

これについて、このまま進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、公募委員の皆様には、後ほど事務局から希望部会連絡表をお渡しいたしますので、後日、メールかファクスで事務局宛てに参加したい部会をお知らせいただくようお願いいたします。

それぞれの部会のバランスもございますので、なるべくいただいた意見を尊重して、調整のほうをさせていただきますので、よろしくお知り置きください。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 最後に、ご意見がありましたら、お受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 そうしましたら、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 今後の全体会議、部会のスケジュールについて、最終的に確認させていただきます。

今後は、各部会で個別に議論を進めていただいて、バリアフリー基本構想の見直しの検討部会は、2年間で6回程度を予定しています。

公共的施設のバリアフリー部会は、2年間で四、五回程度の開催を考えております。

こちらのバリアフリー部会は、バリアフリーチェックの機会がこのほかに設けられると思います。

その上で、つまり2年間活動していただいた上で、任期の終盤、令和3年8月ごろになると思いますが、全体会議を開催し、各部会からの報告、審議内容の承認を行うことを予定しております。

各委員の皆様には、会議開催の2カ月から1カ月前くらいに開催案内を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、基本構想の部会につきましては、担当の交通計画課より出欠の調整などをさせていただく予定になっております。

今後のスケジュールについては以上です。

○石橋会長 今後のスケジュールについて、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特に基本構想の検討する部会は回数が結構多いのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

では、先ほど申し上げましたとおり、部会委員の選出を調整させていただき、選ばれた皆様には、各部会において、十分にご検討をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで、全ての議題が終わりました。会議を終了させていただきたいと思います。

長時間にわたりまして、活発なご意見をどうもありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局(木下企画調整担当課長) 皆様、大変お疲れさまでございます。また、長時間のご議論を本当にありがとうございます。

石橋会長におかれましては、円滑にご進行いただき本当にありがとうございました。

これにて、第11期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議は閉会させていただきます。

以 上